

通所介護及び介護予防通所介護相当サービス運営規程

㈱千代田技研指定通所介護及び介護予防通所介護事業所運営規程

第1条 (事業の目的)

この規程は、㈱千代田技研が開設する 老人デイサービスセンター ひまわり（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービス以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態等にある利用者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

第2条 (事業の運営の方針)

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービスの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来る様、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、以って利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ・名 称 老人デイサービスセンター ひまわり
- ・所在地 川口市安行原 2451-3

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させる為必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 3名

利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 看護職員 2名

利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(4) 機能訓練指導員 2名

機能の減衰を防止する為の訓練を行う。

(5) 介護職員 3名

利用者の入浴、食事の介助及び援助等を行う。

(6) その他の職員 2名

送迎運転等を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜・火曜・木曜・金曜・土曜とする。

12月30日～1月3日（年末年始休暇を除く）

(2) 営業時間 ・・・・・・午前8時15分から午後5時15分とする。

(3) 定休日 ・・・・・・水曜日・日曜日・年末年始（12/30～1/3）とする。

(4) サービス提供時間 1単位 午前9時00分から午後4時30分までとする。

第6条（指定通所介護等の利用定員）

事業所の利用定員 1単位 20人

第7条（指定通所介護等の内容）

指定通所介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴（一般浴）

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 健康状態チェック

(5) 口腔機能チェック

(6) 送迎

(7) その他必要な介護等

第8条 (指定通所介護等の利用料その他の費用の額)

- 1 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
- 2 指定介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、市町村長が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
- 3 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。
 - (1) 食費 1食あたり 670円（おやつ・お茶代含む）
 - (2) リハビリパンツ・パット代等 実費
 - (3) その他、日常生活に要する費用 実費
 - (4) 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

I 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10キロ未満	500円／回
II 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10キロ以上	1000円／回

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第9条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、川口市・草加市の区域とする。

区域外に関しては要相談にて行う。

第10条 (サービスの利用に当たっての留意事項)

- 1 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う
- 2 従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
 - (2) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
 - (3) 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

第11条 (緊急時等における対応方法)

指定通所介護の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

第12条 (非常災害対策)

事業所は、防火管理又は火気・消防等についての責任者を定め、火災・水害・土砂災害・地震等にも対処する為の非常災害対策計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第 13 条 (苦情処理)

- 1 指定通所介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定通所介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは、提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは、照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定通所介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定通所介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

第 14 条 (事故発生時の対応)

- 1 利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第 15 条 (虐待に関する事項)

- 1 虐待防止の為の対応を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について従事者に周知を徹底を図る。
- 2 虐待防止の為の指針を整備する。
- 3 従事者に対し、虐待防止の為の研修を定期的に実施する。
- 4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を配置する。
(虐待防止に関する担当者：管理者/サービス提供責任者)
- 5 サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- 6 利用者又は他の利用者等の生命、又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととする。
- 7 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録しなければならないこととする。

第 16 条 (個人情報の保護)

- 1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱い

のためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

第 17 条（その他運営に関する重要事項）

- 1 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
(2) 繼続研修 年 1 回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等、利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり ② なし	実施日		
		結果の開示	1 あり	2 なし
第三者による、評価の実施状況	1 あり ② なし	実施日		
		評価機関名称		
	結果の開示 ② なし	結果の開示	1 あり	2 なし

- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は(株)千代田技研の代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、平成 28 年 8 月 15 日から施行する

この規程は、平成 30 年 3 月 9 日から施行する

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する

この規程は、令和 01 年 10 月 1 日から施行する

この規程は、令和 01 年 11 月 1 日から施行する

この規程は、令和 02 年 10 月 1 日から施行する

この規程は、令和 03 年 04 月 1 日から施行する

この規程は、令和 03 年 05 月 16 日から施行する

この規定は、令和 05 年 12 月 16 日から施行する。